

鳥取県内水面漁場計画

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 内共第1号

ア 漁場の位置 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の千代川本流及び支流。ただし、湖山川を除く。

(ア) 北緯 35 度 32 分 31.57 秒 東経 134 度 11 分 46.89 秒

(鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標 OK200)

(イ) 北緯 35 度 32 分 27.93 秒 東経 134 度 11 分 37.90 秒

(鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標 OK200)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(2) 公示番号 内共第2号

ア 漁場の位置 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の天神川本流及び支流

(ア) 北緯 35 度 30 分 14.67 秒 東経 133 度 51 分 32.03 秒

(東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端)

(イ) 北緯 35 度 30 分 12.82 秒 東経 133 度 51 分 18.48 秒

(東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(3) 公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を直線で結んだ線から上流の日野川本流及び支流

- (ア) 北緯 35 度 27 分 20.58 秒 東経 133 度 22 分 33.59 秒
 (西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標 0K000)
- (イ) 北緯 35 度 27 分 22.70 秒 東経 133 度 22 分 19.62 秒
 (米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標 0K000)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	
	うなぎ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(4) 公示番号 内共第4号

ア 漁場の位置 鳥取市

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を鳥取市賀露町の賀露大橋下流端に沿って結んだ線から次の(ウ)と(エ)を同市六反田及び金沢の金六橋下流端に沿って結んだ線までの湖山川及び湖山池

- (ア) 北緯 35 度 31 分 58.69 秒 東経 134 度 11 分 41.06 秒
 (イ) 北緯 35 度 31 分 59.20 秒 東経 134 度 11 分 39.41 秒
 (ウ) 北緯 35 度 29 分 31.91 秒 東経 134 度 7 分 40.08 秒
 (エ) 北緯 35 度 29 分 32.19 秒 東経 134 度 7 分 39.50 秒

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ(やまとしじみ)漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 公示番号 内共第5号

ア 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町

イ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端に沿って結んだ線から次の(ウ)と(エ)を同町大字引地の東郷橋下流端に沿って結んだ線までの橋津川、東郷池及び東郷川

- (ア) 北緯 35 度 30 分 20.37 秒 東経 133 度 52 分 32.74 秒
 (イ) 北緯 35 度 30 分 19.34 秒 東経 133 度 52 分 30.18 秒
 (ウ) 北緯 35 度 27 分 57.63 秒 東経 133 度 53 分 50.84 秒
 (エ) 北緯 35 度 27 分 56.74 秒 東経 133 度 53 分 49.52 秒

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	
	ぼら漁業	
	すずき漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 東伯郡湯梨浜町

カ 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

2 類似漁業権以外の漁業権

なし